

# 行政組織の新設改廃状況報告書

令和7年10月21日から

令和8年2月17日まで

令和8年2月

第221回国会（特別会）提出

# 行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、令和7年10月21日から令和8年2月17日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

## I 内閣府設置法に基づくもの

### 公正取引委員会

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号）の施行に伴い、経済取引局の所掌事務のうち、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の規定による指定に関する事務を、同法の施行に関する事務（官房の所掌に属するものを除く。）に改めた。

（令和7年12月18日）

（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（令和7年政令第279号））

## II 国家行政組織法に基づくもの

### 1 法務省

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和7年法律第49号）の施行に伴い、大臣官房及び大臣官房司法法制部の所掌事務に、同法の規定による民事裁判情報管理提供業務を行う法人の監督に関する事務を追加した。

（令和8年1月15日）

（法務省組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第405号））

### 2 財務省

所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）の施行に伴い、国税庁課税部の所掌事務に、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第41条の3第7項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務を追加した。

また、同庁徴収部の所掌事務に、同条第1項に規定する報告事項の管理に関する事務を追加した。

（令和8年1月1日）

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第214号））